

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月24日

住 所 石川県小松市浮柳町ヨ50番地先
事業者名 北陸エアターミナルビル株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田靖弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

現旅客ビルは築38年が経過。国際線ビル等手狭なところもあり建て替えも視野に入れて検討する必要がある。高齢者、障害者等の介助については、社員教育を行い人的対応ができるよう配慮していきたい。
ハード面に関しては、有識者から診断を受けたところ、いくつか指摘を受けており、できるものから順次対応していきたい。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(有識者からの指摘事項) 傾斜路の切り下げ 勾配の改修 誘導ブロックの規格化切替及び不足箇所追加 階段の手すりの太さ改修 多機能トイレボタンのJIS配列化	現在、工事を進めるため基本設計を行っているところであり、翌年度に着手できるよう対応していきたい。 ・カーブサイドの横断歩道等における切り下げをガイドラインに沿った勾配に改修 ・視覚障害者用誘導ブロックの一部をガイドラインに沿った規格のものに切り替え及び不足箇所を追加 ・階段の手すりの太さ改修 ・多機能トイレのボタンをJIS配列に修正

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者や有識者等による講演会の開催	2020年度末までに、有識者による講演会を開催し、従業員の障害者等への介助をはじめとする人的対応の知識を深め、より一層の充実を図る。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

旅客ビル内設置の意見箱での障害者等からの意見を集約し、社内で共有するとともに、特に重要な案件については社内の定例会議にて対応を協議する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	前年度計画書なし	本年度に計画書作成義務対象者指定あり

V その他計画に関連する事項

施設・設備等のハード面に関しては、できるだけ国のガイドラインに沿った形で、可能な限り改修等を実施していく。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。